

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局道路河川部河川課（06-6615-6833）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	使用料等の還付
概要	大阪市普通河川管理条例により特別の理由があると認める場合には、既納の使用料等の全部又は一部が還付されます。還付を受ける時は使用料等還付申請書を提出する必要があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市普通河川管理条例第24条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	以下の項目のいずれかに該当すること。 ・許可を受けた行為をやむを得ず期間満了前にやめたとき。 ・使用者の責でない理由により、許可を受けた行為又は使用ができなくなったとき。 ・公益上又は本市の都合により許可を取り消したとき。 ・許可を受けた行為の開始前に、許可の取り消しを申し出て、相当の理由があると認めるとき。 ・その他市長において特に必要があると認めるとき。
標準処理期間	30日～40日
経由日数	なし
提出先	建設局道路河川部河川課
提出時期	随時
提出方法	使用料等還付申請書及び関係書類を建設局道路河川部河川課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	建設局道路河川部河川課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018630.html
備考	